

# 園児の安全に関することについて(安全計画)

## 保育中の安全指導・安全管理について

### (1) 施設・設備の点検・衛生管理

#### ①園内外の備品・園具・遊具の点検と安全指導

- ・感染症対策として、計画的に、施設設備、教材教具等の除菌対策を徹底する。
- ・園舎内外の備品や遊具などを定期的に点検し、危険のないように留意する。
- ・備品類は日常点検、遊具は月一度の点検と確認を行う。
- ・安全な遊具でもあっても野放しにせず、必ず教師がついて指導する。
- ・園庭の遊具使用はもとより、遊戯室のポリブロック・プレイウォールは特に注意が必要である。

#### ②施設内外の衛生管理と指導

- ・園舎内（特に園児用トイレ、水飲み場等）を常に清潔な状態に保つために、定期的にトイレ等の消毒を行う。
- ・園外から帰った時、食事の前などには必ず念入りに手洗いを励行する習慣づけを行う。そのため、消毒用石鹸や消毒液を常備しておく。また、おう吐物の処理などの確に行う。
- ・水飲み等で使用するコップは、個人用を使用させ、清潔な状態で保管ができるようにする。
- ・給食の指導に際しては、衛生面に注意を払い、食器や箸などを正しく使う習慣づけを行う。
- ・園内で給食以外に食べ物を伴う行事については、管理栄養士や関係機関の指導を受け、衛生に留意する。（餅つき、祖父母参観日カレーライス作り等）

\*施設遊具の安全点検については、健康安全部に行く。

#### ③指導計画・活動の点検

- ・年間の教育活動内容を週・日案で具体化する段階で、安全面から十分検討する。
- ・過去に事故が起きていないから安全であるという安易な指導になることを戒め、安全な場所、安全な遊具であっても、常に点検や下見に努め、事故防止に努める。
- ・指導の対象が危険に対する判断力のない幼児であるため、指導に際しては事前打ち合わせの中で、あらゆる場面を想定した安全対策を講じながら計画をする。

### (2) 園外活動の指導

#### ①活動場所・目的地の選定

- ・乳幼児の活動にふさわしいか、常に安全面から検討する。
- ・周囲の状況や遊具など、注意しなければならない事柄をチェックしておく。
- ・状況が変わった場合の対応についてあらかじめ想定しておく。
- ・目的への経路（別記）、行き帰りの指導に十分留意する。
- ・体調が悪く園に居残る幼児については、担任が在室職員に連絡し、居残り時のけが等がないように努める。また、保健師の協力も得て、体調管理に努める。

#### ②園外活動経路届出書

- ・野山への園児の興味・関心は高く、出かけることも多くなると思われるが、事前の安全確認や安全指導等について、十分留意する。
- ・園外活動届出書や板書により目的地・経路・留意事項等を全職員が周知し、町内の

各施設や経路についての情報交流を行う。

### ③指導に当たっての留意事項

- ・コロナウィルス感染症対策を徹底し、ソーシャル・ディスタンスの確保、手洗いの徹底、三歳以上児のマスクの着用…等、指導を徹底する。
  - ・公園など園外活動に最適と思われる場所であっても、必ず危険が伴うことを常に認識し指導の際には幼児から目を離さない気配りでのぞむ。
  - ・園外活動中には「行ってはいけない場所」「してはいけないこと」があることを現場で具体的に指導し、安全の徹底を図る。特に工事現場では安全管理を徹底する。
  - ・指導中の教師の位置（適正なポジション）を考え、幼児が勝手に教師から遠く離れることなどないように気を配る。
  - ・幼児の数が多い場合、あるいは活動の内容によっては引率者を増員したり、必要に応じて安全を監視する職員も配置する。
  - ・温水プールを利用した活動については、別に協議する。
- ・交通事故については、危険性を常に念頭に置き、安全配慮を怠らない。
  - ・野外での活動では、ダニや有毒害虫、ハチ、野草等に気を付け、園児の状況把握に努める。

### ④事故が起きた場合の対応

- ・軽い怪我程度であれば応急措置を施し、活動を継続する。
  - 降園時に保護者に怪我の状態・様子等を的確に伝える。
- ・医師の治療が必要な場合は、直ちに保護者に連絡する。
  - 急を要する場合は、保護者に治療先を確認し、医療機関に直行する。
  - 保護者には、怪我をしたときの状態を適切に伝え、誠意を持って対応する。
  - さらに緊急の治療が必要な場合は、園長（未来課長・副園長）の判断により適切に対応する。
  - 幼児の体調の変化、怪我等の場合は直ちに園長（未来課長・副園長）に報告する。
  - 病院にかかったケースについては、振興局（1か月以上）・教育委員会等に報告する。
  - 必要に応じ、事故調査委員会を開催し、事故原因の究明と今後の対策、未然防止策等について検討する。

### ⑤往復経路の点検と引率にかかわる留意事項

- ・行事等で幼児を園外に引率する場合は、事前調査（下見）を必ず行う。
- ・引率する場合は複数の教師で行うことを原則とする。
- ・常時適正な位置取り（道路歩行の場合は先頭と最後尾）に留意する。
- ・事前の打ち合わせで教師の分担や位置なども細かく決めておく。
- ・園外活動は2学級以上の合同で行い、1学級だけの園外活動は避ける。

### ⑥園外活動経路届出書

- ・「園外活動経路届出書」を作成し、コース・目的地・距離等について記入し提出す。（園の敷地外での活動）
  - 経路・行程・距離・目的地については、下記の基準をめどとする。
  - 届出書が提出された時点で園長は実地検分を行い、その概要を認知しておく。
  - 経路変更・新経路・行程の発掘も行い、その都度提出し周知を図る。

〔園外活動経路・目的地〕

区 分		経 路	目的地	留 意 事 項
遠足等の行事	おおむね全行程 3 km以内とする	安全が 確認さ れる経 路とす る	町内を 原則と する	途中で休憩、解散、保護者への引渡し等について配慮する。トイレ等の場所の確認も行う。
行事以外の 戸外活動	おおむね全行程 2 km以内とする			園児の体力を考慮し、中途での休憩等について適切に配慮する

※遠足の実施に当たっては、「行事計画書・行事報告書」をもって事前協議及び事後報告を行う

(3) 引継ぎの徹底

① 週休・出張・その他で勤務できない場合は、事前に必ず「引継書」を書き、代替を担当する教諭に引き継ぐ。

② 引継書には、「活動の内容」「一日の流れ」の他に、園児の健康状態・精神状態など、特に配慮して指導を要する幼児について記入する。

③ その他、活動上の安全を期するための必要事項を記入し、指導の円滑化を図る。

④ 土曜午後の活動で代替教諭が指導に当たる場合は、特に配慮する幼児について用件を適切に伝える。また、代替教諭からのメッセージも事後に把握しておく。

⑤ 疾病、その他で急に勤務を欠く場合は、電話等による。

⑥ 引継ぎ書は幼児の記録として「幼児把握」に必要なため、処理後は一括して保管する。

**火災時の対応について**

**(火災時避難訓練要領)**

1) 目 的

① 日常の防火・防災に配慮し、施設内の火気点検・防災点検を徹底する。

② 沈着で秩序正しく、敏速で安全に避難できるようその方法や心構え、行動の仕方等的に指導し、災害に備える。

③ 不意の災害への心構え、準備を常に怠らず、園児への指導、非常持ち出し書類の確認、器具類の操作等、緊急時に迷わず行動することができるよう訓練を重ねる。

※通常・預かり保育とも、以下の要領にのっとって行う。

2) 重点指導事項

① 非常時の合図と避難経路について知らせる。

② 非常事態を知らされたら全ての教諭の指示に従い、落ち着いて行動する態度を身に付けさせる。

③ 私語や勝手な行動をとることが危険であることを理解させる。

3) 事前指導

① 緊急で予想しない非常合図や口頭伝達に驚かないように、非常の合図を予め聞かせておく。

② 真剣な態度で行動できるように指導する。

③ 合図があったときは、直ちに教諭のもとに集まることを習慣付ける。

④ 避難する経路や場所・避難要領について知らせ、慣れさせる。

⑤ 集団で避難するため、特に次の事項が実行できるように指導する。

- ア 真剣な態度でできるよう指導する。
- イ 避難に際しては「走らない」ことを原則とし、避難場所では学級毎に整列させる。
- ウ 押し合ったり、追い越したりすることは危険であることを理解させ、整然と避難させる。
- エ 避難途中で不慮の転倒などが起きたときは、大きな声で教諭に知らせること。
- オ 火事の恐ろしさなどについて話し、映画・スライドなどの視聴覚教材を用いて、火災予防を含めて指導する。

#### 4) 避難の要領

- ① 発火場所……………その都度設定する。
- ② 避難場所……………原則として「園庭」とするが、状況に応じ対応する。
- ③ 避難の要領

- ア 非常ベル・放送・口伝えなどにより火災の発生を知らせる。
- イ 口を閉じ、素早く教諭のもとに集合させる。
- ウ 持ち物は持たず教諭の話に集中させる。

『お・は・し・も・て』（押さない・走らない・しゃべらない・もどらない・手はお口）を徹底する。

エ ハンカチ等で口や鼻を覆い、煙を吸わない避難の仕方を習得させる

オ 避難口から外靴に履き替え、避難場所まで移動する。（状況によっては、はだしのままでの避難もありえる。避難指示の放送で指示する。）

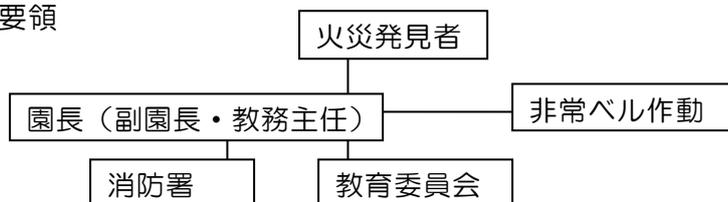
カ 避難場所では各学級男女2列に並ばせる。担任は園児数を確認し、園長又は副園長（教務主任）に報告する。副園長（教務主任）は園長に報告する

キ 避難後、園長の話聞く。（時には、消防の人の話もある）

ク 終了後、各学級毎に事後指導をする。（反省や大切なことの再確認等）

#### 5) 通報要領及び分担

##### ① 通報要領



##### ② 作業分担

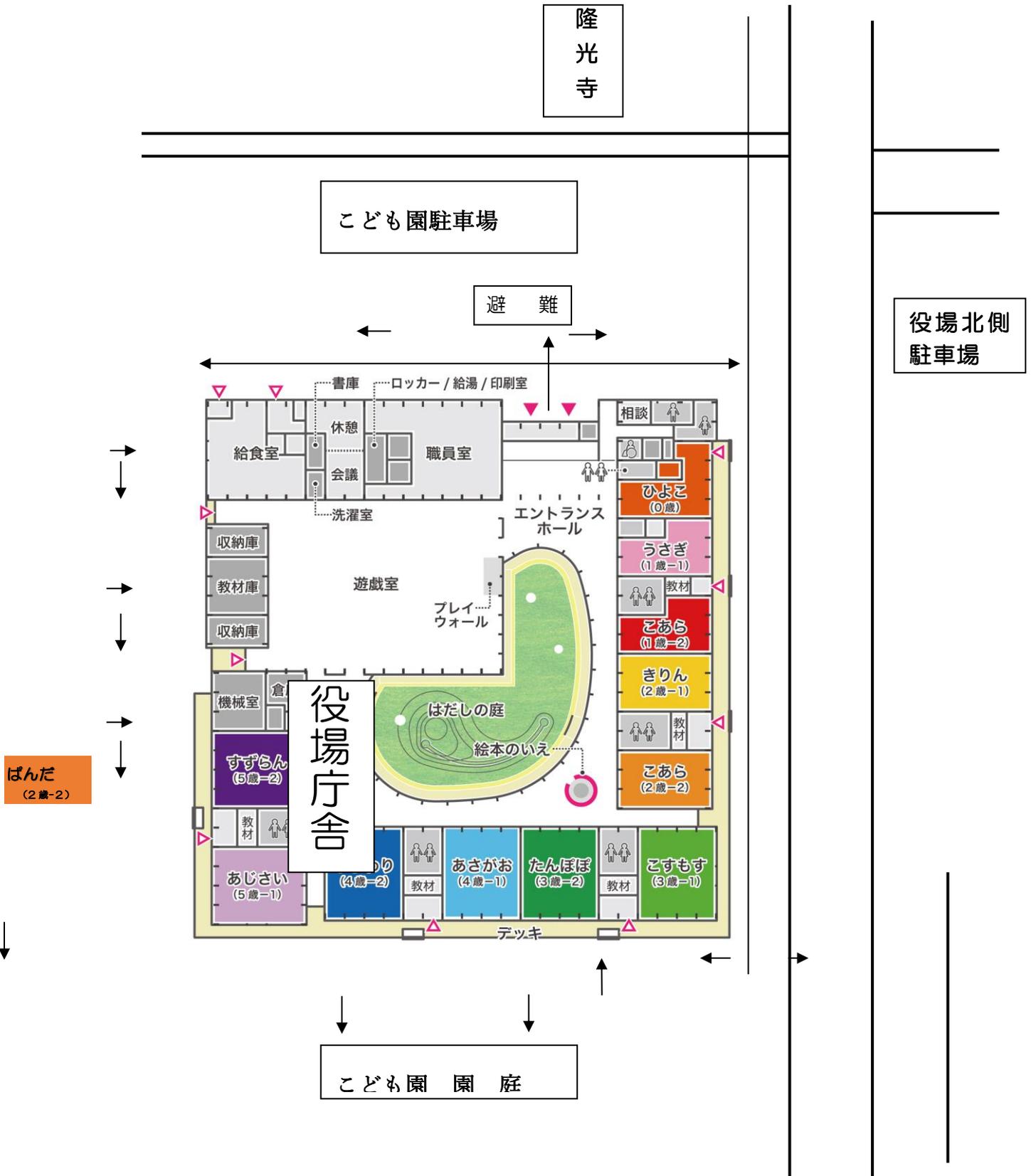
###### 【通常保育中の緊急避難】

- ア 重要文書備品等の搬出…………… 園長・子ども未来課長・管理係長・管理係
- イ 園児の避難誘導……………各学級担任（正職員・臨時職員）
- ウ 園児の避難援助……………支援員・補助員
- エ 園内の確認……………副園長
- オ 救急看護……………園長・保健師

###### 【預かり保育】

- ア 重要文書備品等の搬出…………… 園長・子ども未来課長・管理係長・管理係
- イ 園児の避難誘導……………各学級（学級担任・預かり保育担任）
- ウ 園児の避難援助……………支援員・補助員
- エ 園内の確認……………副園長
- オ 救急看護……………園長・保健師

《避難経路図》



## 6) 留意事項

- ① 保育教諭は冷静な態度で対応し、園児に恐怖心を持たせないようにする。
- ② 避難時に各担任は必ず次のことに留意する。
  - \* 保育室・教室の窓・戸は必ず閉じて避難する。
  - \* 保育室・教室の照明・電気器具のスイッチを切る。
  - \* 出席簿を持参する。
- ③ 用便や廊下で遊んでいる園児がいないか確認する。
- ④ 担任以外は、各保育室・教室などに園児が残っていないか再度確認する。
- ⑤ 話を聞く態度については、日常指導で身につけさせる。
- ⑥ 火災の恐ろしさや気をつける事柄について日常的に指導を行う。

## 近火危険時の避難について

### 1) 発火場所・避難

近隣において火災が発生し、風向きや火の強さなど、危険な状態になった場合は園長（子ども未来課長・副園長）の指示を受けて避難する。

### 2) 伝達の方法

副園長（園長・子ども未来課長）が口頭または放送により避難の指示を行う（不在の時は教務主任又は担当教諭）

### 3) 避難経路・避難場所

火災発生場所・風向きにより、園長（子ども未来課長・副園長）が避難場所を指示する。担任は園児を安全に避難・誘導する。

## 地震時の避難について

※目的・重点事項等は「火災」の場合と同様

### 1) 事前指導

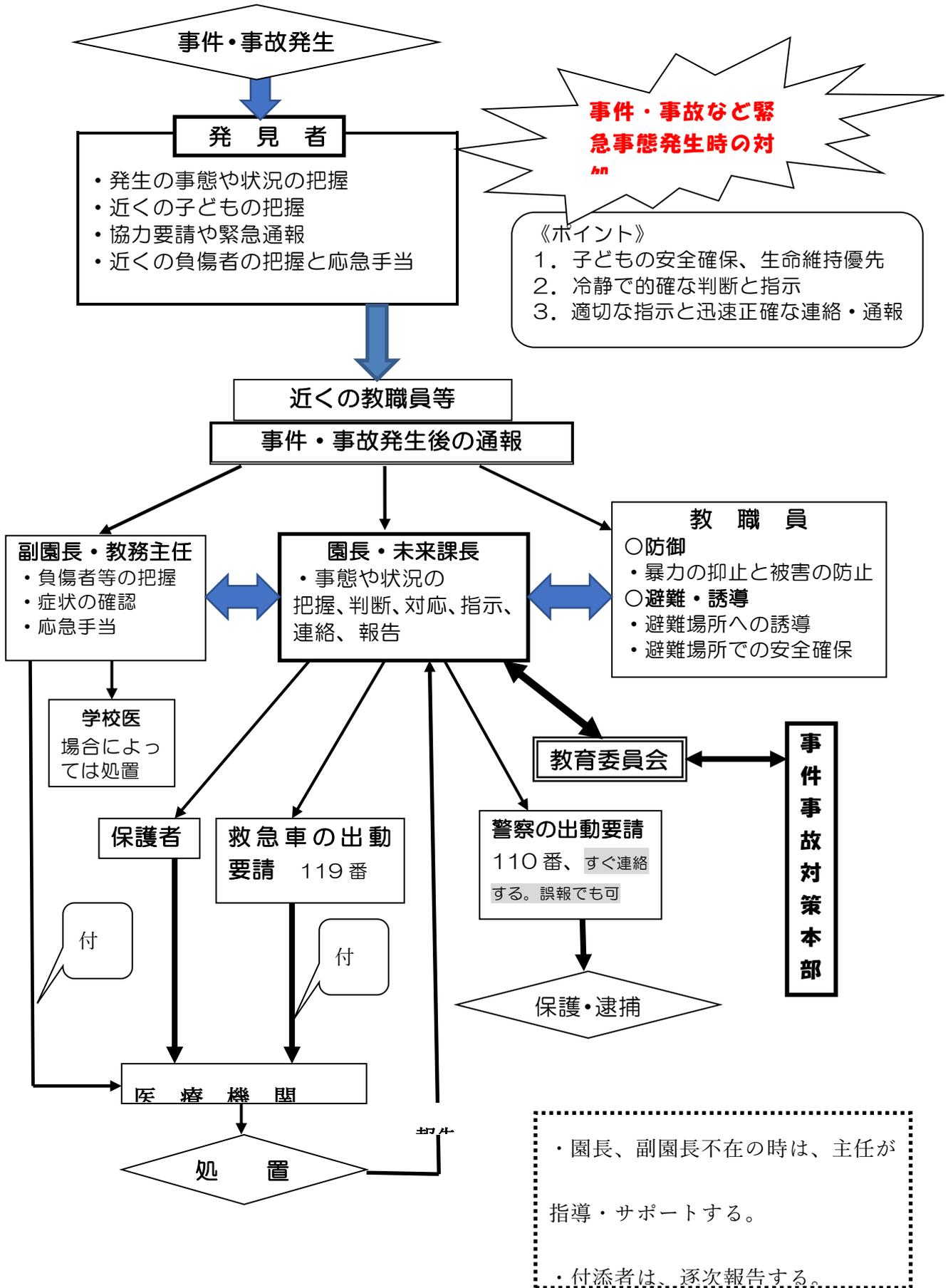
- ① 地震について事例等を基に話し、地震の恐ろしさを知らせる。
- ② 地震が発生したら直ちに机等の下に身を隠すことを指導しておく。
- ③ 非常ベルの合図で直ちに保育教諭のもとに集まることを知らせ、訓練しておく。
- ④ 避難の経路や場所、要領について日常的に指導し、慣れさせておく。
- ⑤ 緊急の場合、保育教諭の指示をしっかりと聞くことを指導しておく。
- ⑥ 園外への避難は「火災」の場合と同じように対処する。

### 2) 実施要領

- ① 避難場所……………園庭（状況に応じ、隆光寺駐車場・他）
- ② 避難経路……………火災と同様であるが、建物・フェンスから離れて通る。
- ③ 避難合図……………放送により副園長（園長・教務主任）が指示する。  
揺れがおさまってから避難する。

（以下、火災の場合に準ずる）

# 園外保育等の救急体制(対応マニュアル)



# 不審者の対応について

関係者以外の園への立ち入り

不審者かどうか

○受付を通っているか。(職員室)

- ・無視したり、不審な言動をしていないか。
- 声をかけて、用件を尋ねる。
  - ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
  - ・保護者なら、園児の学年・組・氏名が答えられるか。
  - ・不自然な場所に行っていないか。
  - ・凶器や不審な物は持っていないか。

退去を求める

○言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。

- ・相手の対応する時は、2.5m以上離れる。
- 他の職員に知らせる。
  - ・隣の教室や、周りの職員に知らせる。
- 敷地外に退去したかどうか確認する。

危害を加える恐れがないか確認する

○所持品に注意する。(凶器をもっていないか)

- ・退去しなかったり、凶器を所持していたら、直ちに110番通報する。
- ・不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
- ・凶器を隠し持っている場合があるので、手の動きに注意する。

組織的対応1  
隔離・通報

○教職員へ、緊急連絡(緊急体制一暗号放送) 施設と避難準備  
「これからお集まり会を始めます。園児の皆さんは、そのまま教室で待っていてください。」(繰り返し)

- 別室に案内し、(相談室)隔離する。
  - ・不審者を先に奥へと案内し、対応者は、身を守るため後から入り口近くに位置する。
- 教育委員会へ、緊急連絡・支援要請

組織的対応2  
園児の安全を守る

○防御(暴力の抑止と被害拡大の防止)する。

- ・身近な物(刺又4本・モップ・消火器・机・椅子)で、不審者との距離をとり、移動を阻止する。
- ・避難誘導・園児の把握
- ・教職員・子ども未来課職員の役割分担と連携

負傷者がいるか  
応急手当などをする

○救急隊の到着まで応急・救命手当を行う。

- ・119番通報をする。
- ・被害者等への心のケア

事件・事故対策  
事後の対応や処置をする

○情報の整理と提供

- ・保護者への説明
- ・心のケア・教育・保育再開準備
- ・再発防止対策実施報告書の作成

本園は、訓子府町の防災計画で想定される「侵水域」には入っていない。しかし、近くに 1 級河川の常呂川があることから、洪水に備えた計画と準備、非難訓練等の実施は重要である。また、オホーツク海から、常呂、端野、北見を経て 50 kmほどあり、「津波」は想定されない。さらに本園所在地は、地理的状況から土砂災害も想定されない。

## 1 『大雨・洪水警報』が発令された場合

### (1) 臨時休園する場合

①気象状況により、園児の安全確保のため、町内各小中学校、教育委員会と協議し臨時休園措置をとる。

### (2) 受け入れる場合

①気象状況により、一斉メール送信で、「家で見られる家庭については、登園を控える」旨を伝え、仕事、その他の事情で、どうしても登園せざるを得ない園児のみを受け入れる。また、安全な状況での早目の迎えを依頼する。

### (3) 避難する場合

①氾濫危険水位に達した場合、町からの指示に基づき「指定緊急避難場所」の役場庁舎 2 階または公民館に避難する。

②雨が降っている時間帯と川の水位には時間差が生じるため、情報収集に努め、避難行動に遅れが生じないように留意する。

③ソーラー発電による緊急時電源、ヒートポンプチャラー及び床下冷暖房配管の復旧等について確認する。停電で電源が取れない場合は、発電機の手配、給食配給の可否、園舎の消毒等について、教育委員会と連携して検討する。

## 2 『水害』による避難（避難訓練）の実施について

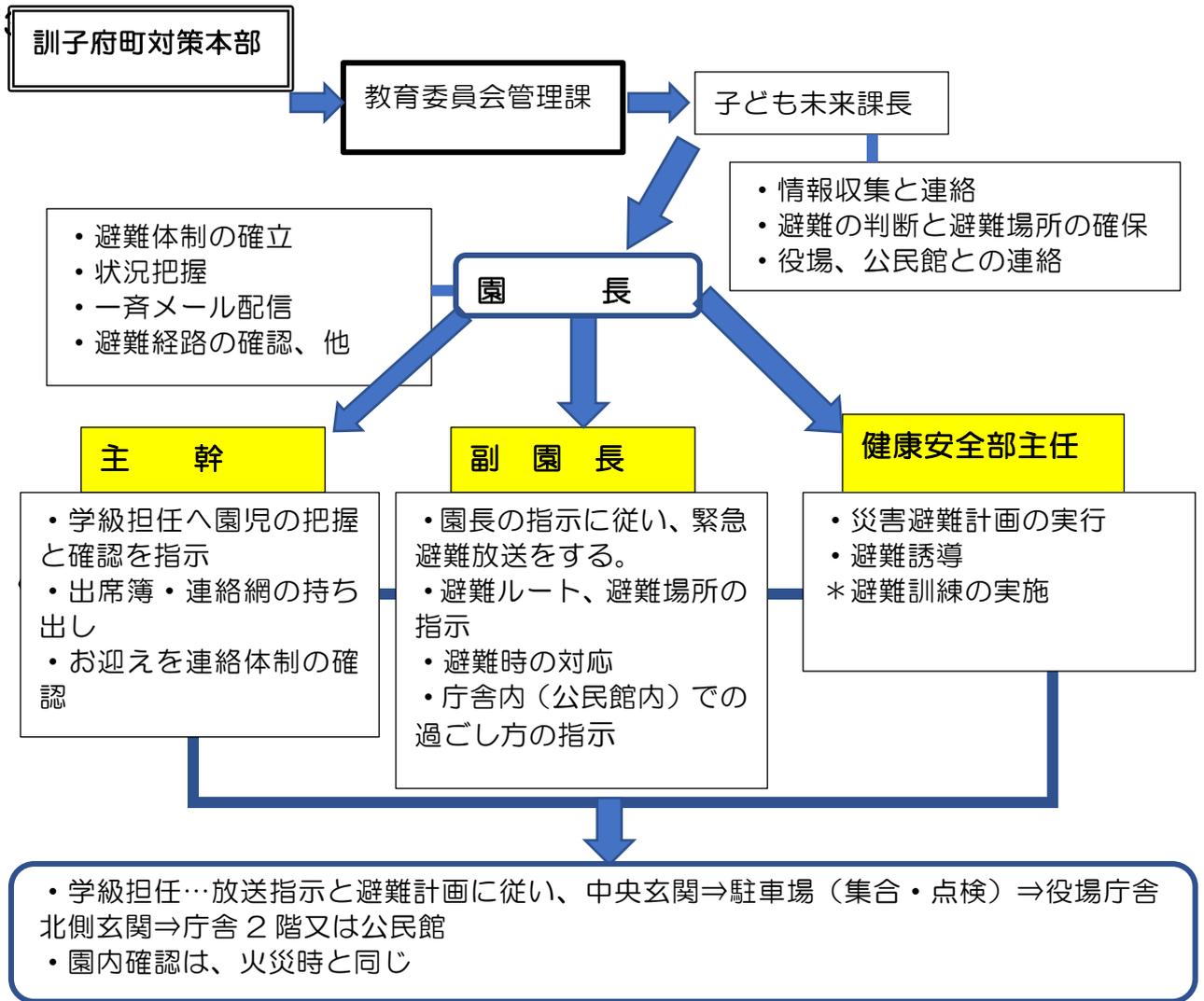
### (1) 水害を想定した避難訓練を行う場合

①町と連携した避難訓練計画を策定する。担当は、「健康安全部」とし、火災・地震時避難訓練と同様に実施する。

### (2) 避難する場合

①避難場所は、役場庁舎 2 階、または公民館とする。避難ルートは、こども園（中央玄関または各教室非常口）⇒こども園駐車場に集合、人員チェック後 ⇒役場庁舎北口 ⇒庁舎 2 階または公民館（人員チェック） \*別紙

(3) 避難後に一斉メールで保護者に状況を知らせ、避難解除後に迎え先を知らせる。



### 《参考資料》

- ①災害時の組織体制・役割分担～災害時の組織体制・役割分担を明確にして、全体及び各役割の責任者や不在時の代行順位を決める。保護者にも事前に周知する。
- ②職員の参集基準・緊急連絡体制～職員の参集基準や複数の緊急連絡・安否確認体制を事前に決めておき、災害訓練などで共有・検証する。
- ③情報収集～電気・電話が使用できない場合、携帯電話のバッテリーを多めに備蓄・充電したり、乾電池式ラジオなどで情報を収集する。
- ④災害発生時の手順～子どもと自分を守り、危険な場所から避難し、人数確認・安否確認し、安全な場所へ待機・避難し、保護者等へ引き渡し、復旧後に園に再開する対応手順をマニュアルをもとに防災訓練で共有・検証する。
- ⑤避難場所・避難経路～ハザードマップや施設内の配置図などをもとに部再安全マップを作成し、施設内の安全な場所及び施設外の2か所以上の避難場所を決めておく。避難場所まで安全に移動する複数の経路を防災訓練で共有・検証する。

# 児童虐待への対応について

## 1 児童虐待とは

親または親に代わる者で子どもを現に監護している者（保護者）が、子どもに対して 身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの心 身を傷つけ、健やかな成長・発達をそこなう行為のこと。

## 2 虐待の種類

### （1）身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為。

《具体例》

○打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷などの傷害を生じさせる行為

○首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、溺れさせる、逆さつりにする、異物を飲ませる、冬に戸外にしめだす、縄などにより身体を拘束する、頭部を激しく揺さぶるなどの生命に危険を及ぼす行為

### （2）性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させること。

《具体例》

○子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要、教唆など

○性器や性交を子どもに見せる行為

○子どもにポルノグラフィーの被写体になることを強要

### （3）ネグレクト（教育の怠慢、拒否）

子どもの心身の健やかな発達をそこなうなどの不適切な養育、監護の怠慢、あるいは、子どもの安全に対する重大な不注意や無関心。

《具体例》

○子どもの健康・安全への配慮を怠る

- ・子どもの意思に反して学校等に登校させない
- ・重大な病気になっても医療機関に受信させない
- ・乳幼児を家に残したまま度々外出する
- ・乳幼児を車の中に放置する など

○食事、衣類、住環境などが極端に不適切で、健康状態をそこなわせるなどの無関心や怠慢

- ・食事を十分に与えない、入浴させない
- ・衣服など長期間ひどく不潔なままにする
- ・極端に不潔な環境の中で生活させる

○子どもにとって必要な情緒的欲求に答えていない

○子どもを遺棄する

### （4）心理的虐待

ことばによるおどかしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける行為。

《具体例》

○ことばによる「おどかし」など

○子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど

- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など

### 3 虐待の判断

保護者がいくら一生懸命であっても子ども側にとって有害であれば虐待である。「しつけだから」、「子どものためを思って」など保護者の意図で判断するのではなく、その行為が子どもにとって有害かどうかという視点でとらえることが大切。

重要なのは、「虐待か否か」ではなく、子どもに何が起きているかの判断である。

### 4 虐待の発生要因

児童虐待は様々な要因が複雑に絡み合い、複数の要因が重なり合ったときに起こりやすくなると考えられている。

- (1) 虐待を行った保護者の心身の状況
  - 性格的偏り（頑固、強情、虚言、こだわり等）
  - 精神病またはその疑い
  - アルコール依存症
  - 神経症またはその疑い
  - 上記以外の疾病
  - 知的障害またはその疑い
  - 人格的障害
  - 薬物依存
  - 身体的問題
- (2) 虐待につながると思われる家庭の状況
  - 経済的困難
  - ひとり親家庭
  - 育児疲れ
  - 親戚・近隣・友人からの孤立
  - 夫婦間不和
  - 育児に嫌悪感、拒否感情
  - 就労の不安定
  - 劣悪な住環境
- (3) 虐待につながると思われる子どもの状況
  - 問題行動あり（窃盗、暴力等の反社会的行為や家出）
  - 精神発達の遅れや障害
  - 親との分離体験
  - 性格的偏り（頑固、強情、虚言、こだわり等子育てに難しい特徴）
  - 望まれずに出産
  - 未熟児、低体重児
  - 病弱
  - 双胎児、多胎児
  - 出産の退院時の遅れ

《対応の流れ》



《はじめに》

バス送迎における園児の安全の確保のために、全職員・関係者（教育委員会・バス運業者）が共通認識を持って取り組む。

園長の責任の下で、子どもの安全・確実な登園・降園のための安全管理を徹底する体制を整える。そのために、送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアルを作成し、全職員に周知する。

## 1 対象園児

保護者から申し出のあった5歳児で、小学校入学後、スクールバスを利用する園児

## 2 対象路線

北訓線、南訓線、中ノ沢線、緑丘線 計 4 線

\*バス運行は、教育委員会管理課所管（小中学校のスクールバスを利用する。）

## 3 乗車名簿と座席指定名簿について

乗車名簿は、教育委員会管理課が作成、座席指定は、バス運業者が決める。

\*園時の席を指定しておくことは、所在確認をしやすく、見落とし防止になる。

## 4 誰が担当しても確実に見落としを防ぐために

～チェックリスト～ \*担当者は、基本的に5歳児担任

(1) 担当者は、バスに乗る子どもの数を数える。(降園時)

(2) 担当者は、バスから降りた子どもの数を数え、全員が降りたことを確認する。(登園時)

(3) 担当者は、連絡のない園時の欠席について確認する。(降園時)

(4) 担当者は、バスから離れる前に、車内に子どもが残っていないか、運転手に確認する。(登降園時)

(5) 担当者は、バスを利用する子どもの入退室をコドモンレコに打刻する。

## 5 保護者との連絡体制の確保について

(1) 保護者に、欠席等の理由によりバスを利用しない場合の園への連絡について、時間や方法等を伝える。

(2) バス利用のマニュアルを保護者と共有する。

\*保護者は、運転手と乗車（登園時）・降車（降園時）を確認する。

## 6 園長の責務

(1) 園長は現場の責任者として、高い意識を持って、園児の命を守るための安全管理に取り組む。

(2) 園長は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組む。

## 7 ヒヤリ・ハットの共有

(1) ヒヤリ・ハット事例に気付いた職員は、すぐに園長に報告すること

(2) ヒヤリ・ハット事例について職員間で共有する機会を設けるとともに、日頃から報告しやすい雰囲気づくりに努める。

(3) 報告のあったヒヤリ・ハット事例を踏まえ、再発防止策を講じている。

\*日々のミーティングや、定例の職員会議等でヒヤリ・ハットを取り上げる時間を設け、安全管理を大切にする。

## 8 子どもたちへの支援

(1) 大人が万全の対応をすることで園児を絶対に見落とさないことが重要だが、万が一車内に取り残された場合の危険性を園児たちに伝えるとともに、緊急時には外部に助けを求めるための行動がとれるよう、園児の発達に応じた支援を行う。

(2) その際、園児たちが園生活を通じてのびのびと育つことを第一に考え、バスに乗ることに不安を与えないよう十分配慮する必要がある。

(例：周囲に誰もいなくなってしまった場合を想定してクラクションを鳴らす訓練など)

～参考～ 子どものバス送迎・安全徹底マニュアル  
令和4年10月12日  
内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省

## 9 スクールバス乗車指導について

(1) ねらい 安全なバスの乗車方法を知る。

(2) 実施日 4月、6月、12月、2月（年4回） 他、必要に応じて行う。

(3) 指導内容

- ① 乗車前に必ず用便を済ませる。
- ② 運転手に挨拶をする。
- ③ 乗車中はシートベルトを着用する。指定された席に座る。
- ④ バスが止まってからシートベルトを外す。
- ⑤ バスから降りた後、バスが発車してから歩く。
- ⑥ 園で降りたら、保育教諭の指示に従い園舎に入る。

(4) 留意点

- ① 運転手と連絡を密にし、安全指導の徹底を図る。
- ② 安全確保のため、降園するときは、保育教諭2名体制とする。
- ③ 小学校が休校等の場合は、こども園だけの臨時便は出ない。

## Jアラート対応について

2022年版

ミサイル発射に伴う全国瞬時警報システムが発令された際の対応について

### 1 当園直前

- (1) 安全が確保されるまでは、自宅待機とする旨を保護者に配信（コドモン等）する。
- (2) 始業時間、スクールバスの運行を繰り下げる。（関係機関と協議）

### 2 当園中

- (1) 保護者に周知する。（コドモン等）
- (2) 近くのできるだけ丈夫な建物に避難する。近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すが地面に伏せ、頭部を守る。
- (3) こども100当番の家などに避難する。
- (4) スクールバス利用者には、運転手の指示に従い車内で姿勢を低くする。事前に指導しておく。

### 3 園活動中

- (1) ドアや窓を閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。(カーテンや暗幕を閉める)
- (2) 姿勢を低くして、頭部を守る。
- (3) 園庭で活動している場合は、速やかに園舎内に避難させる。
- (4) 散歩など園から離れて活動している場合は、近くの建物(公共施設)に避難させる。近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
- (5) 救急バッグや携帯電話などを常に身に付ける。
- (6) 園内放送は、情報を収集して的確な指示を出す。
- (7) テレビをつけ、最新の情報を確認する。

### 4 降園直前

- (1) 安全が確認されるまで、園待機とする。
- (2) スクールバスの運行について(関係機関と協議する)

### 5 降園中は、登園中と同じ

\*Jアラートの指示に従う。

## 給食における異物混入対応マニュアル

- \*教育委員会作成のマニュアルに従う。
- \*食物アレルギー対応については、食育部に掲載

## 事故調査委員会について

- 1 本園に、「事故調査委員会」を設置し、園児及び職員の事故防止に努めるとともに、事故の原因を究明し再発防止に資する。
- 2 事故調査委員会の構成は、以下の通りとする。
  - ・園長
  - ・副園長
  - ・健康安全部主任
  - ・事故にあった園児の担任事故当時の担当者  
副園長を委員長とし、健康安全部主任を事務取扱とする。
- 3 事故調査委員会は、園児及び職員の重大事故発生に際し、聞き取り及び実地調査により、事故原因の究明を目指し、再発防止に資する。
- 4 事故調査委員会は、副園長が作成する重大事故に関する事故報告書を吟味し、また必要に応じて、事故処理の対応に当たる。
- 5 事故調査委員会は、事故の概要を明らかにするとともに、その事故原因について究明し、必要な再発防止措置を園長に報告する。
- 6 園長は、事故調査委員会の報告を受け、子ども未来課と協議し、起案を持って教育長に報告するとともに、必要な対策を講じる。  
※事故調査委員会は、「特別委員会」に位置付ける。

\*事故報告の対象となる事故が発生した場合は、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に則って報告する。

## 施設・設備等の安全点検について

体を動かす遊び中の事故を防止するため、遊具や園庭、遊戯室などに危ないところがないか、しっかりと点検・整備し、安全な環境をつくる。

そのため、すべての保育者が共有して活用できる日常安全点検表（別紙）を作成し、定期的（毎月月初め）に担当箇所の点検を行う。

遊具については、目視だけでなく、実際に保育者が使ってみて幼児の目の高さになって確認する。（＊詳細については、健康安全部が計画し、実施する。）

点検後は、担当者（健康安全部）に報告・提出する。担当者は、点検表を取りまとめ、子ども未来課に報告する。

子ども未来課（教育委員会）が、修繕等対応策を検討する。

## アレルギーが発症した場合の体制・対応について

### 【園でアレルギー症状が出た場合】

① アレルギー症状が出た場合は、すぐに延長、副園長、山田管理栄養士に見せる。

・写真で記録を撮り、すぐに保護者に連絡をする。

② アレルギー症状の原因食物が分からない場合は、給食・おやつを提供を停止し、お弁当、持参のおやつ（果物など）の対応とする。担任や、担当者が『アレルギーに関わる保護者からの申し出記録書』を記入し、顛末を残します。

・担任から、保護者に最悪の場合（呼吸困難など）のアレルギー反応の危険性を伝える。

・前日の夜から当日朝までに食べた食材で、確実に安全であるものを持ってきてもらう。

・牛乳、白米など、単品で安全性が確定されているものは提供する。

・給食費の返金については、5日以上、園から何も提供がなかった場合、期間を記録しておき、未来課の南出さんに相談。顛末を提出する予定。事例ごとに検討するため、申し出の時点では保護者の方には伝えない。

③ 病院受診をしてもらう。⇒ここからは、給食管理食育部が対応する。

※詳しくは、運営計画『こども園給食・おやつにおける対応の流れ』を参照。

④ 生活管理指導表の補助金に関しては、必ず係の担当者を通して行う（保護者に補助金申請書等の書類を渡す）ため、領収書は未来課ではなくアレルギー担当者に渡す。

※ ②で提供を停止していたが再開する場合は『アレルギー食対応に係る給食提供希望申請書』必ず提出してもらうこと。

### 【家庭でアレルギー症状が出た場合】

① 保護者から申し出があったらすぐに延長・副園長・山田管理栄養士に報告する。

#### ◆配膳について

・アレルギー対応の園児は、専用の食器を使用する。代替食のない日も、専用食器である。一台目のカートに、トレイに乗せて用意される。

・前月末に、管理栄養士から担任に個別の献立表が渡されます。

毎日必ずチェックをします。チェック表には、必ず『対応した保育教諭名』を記入する。子どもが欠席した日は、『欠席』と記入。記入漏れのないように気を付け、月末に管理栄養士に渡すこととする。